

★必ずA4サイズで印刷し追加申込書に添付してご送付ください。(追加申込書を資料請求された方は印刷は不要です。)

同意書類

会員特約および規定類をご確認のうえ、同意欄にご記入ください。

シェルビジネスカード会員特約

第1条(総則) 本特約は、出光興産株式会社(以下「当社」という。)と株式会社ジーシービー(以下「JCB」という。)が提携して発行するJCB所定の会員規約(一般法人用)(以下「会員規約」という。)が適用される法人クレジットカード「シェルビジネスカード」および会員規約に定めるカードの発行にかえて会員番号を含むカード情報を発行し通知する「カードレスシェルビジネスカード」(以下総称して「本カード」という。)の会員に適用されるものとします。

第2条(会員) 1.本特約ならびに会員規約およびこれに付随する特約(以下「会員規約等」という。)を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB(以下「両社」という。)が認めた官公庁、企業、団体または個人事業主(以下「法人等」という。)を法人会員とします。申込を行った法人等は、JCBが行う法人等の入会資格審査結果に異議を申し述べません。2.法人会員が予め本カードの利用者として指定し、規約等を承認のうえ入会を申し込み、両社が認めた方をカード利用者といひ、JCBは法人会員からの申込内容に応じてカード利用者として「シェルビジネスカード」を貸与するが、同カードの発行にかえて会員番号を含むカード情報を発行し、通知します。3.法人会員とカード利用者を併せて会員とします。4.カード使用者の本カード使用による代金の支払い、その他本カードより生ずる一切の責任は法人会員が負うものとします。

第3条(年会費) 法人会員は、当社に対して所定の年会費を支払う場合は、本カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条(提供サービスと利用) 1.当社が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により公表します。2.会員は、サービスの利用に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、サービスを利用できない場合があることを予め承認します。3.会員は、当社が必要と認めた場合には、サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。4.会員は、当社が提供するサービスを受けるとき、当社所定の方法により利用するものとし、JCBはこれらのサービスの提供に際して会員と当社との間に生じる紛議に対して一切の責任を負わないものとします。5.会員は、JCBが提供するサービスを受けるとき、JCB所定の方法により利用するものとし、当社はこれらのサービスの提供に際して会員とJCBとの間に生じる紛議に対して一切の責任を負わないものとします。

第5条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除) 1.法人会員および入会を申し込みた法人等(以下「法人会員等」という。)ならびにカード利用者およびカード利用者として入会を申し込みた方(以下「カード利用者等」といひ、「法人会員等」と「カード利用者等」を併せて「会員等」という。)は、当社が会員等の会員情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)当社のサービスを提供するために、以下の会員等に関する情報(以下「シェルビジネスカード会員情報」という。)を利用すること。①法人名、法人代表者名、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第6条において届け出た事項 ②氏名、生年月日、住所、電話番号等、カード利用者等が入会申込時および第6条において届け出た事項 ③会員等の当社系列ガソリンスタンドでの本カードの利用内容 ④入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容(2)当社のガソリンスタンド事業、自動車関連商品小売事業および自動車整備事業において以下の目的でシェルビジネスカード会員情報を利用すること。①商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス ②新商品・新サービスのための市場調査・分析 ③本カードのサービスの会員等に対する提供ならびに管理等、販売システムの運営・管理 ④宣伝物・印刷物の送付等の営業案内 ただし、会員等が本項(2)の①、④について中止を申し出た場合は、当社はこれを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する当社相談窓口に連絡するものとします。)なお、会員等が本項(2)の②、③について中止を申し出た場合は、当該契約を解約(本カード退会)いただくこととなります。2.会員等は、当社に対して、自己に関するシェルビジネスカード会員情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は、本特約末尾に記載する当社相談窓口に連絡するものとします。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はJCBに連絡のうえ、必要な訂正または削除を行います。3.会員等は、当社が本条1項(1)のシェルビジネスカード会員情報のうち①の法人名、法人代表者名、所在地、電話番号および本条1項(1)の③を集約した情報について、必要な保護措置を講じたうえで当社特約店およびその傘下の販売店に提供し、当社がこれを利用することに同意します。当社が当該情報を利用している場合で会員等が利用の中止を申し出た場合、それ以降の当社での利用を中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する当社相談窓口に連絡するものとします。)

第6条(届出事項の共有) 法人会員が、JCBに対して届け出た法人名、法人代表者名、所在地、電話番号等について、あるいはカード使用者が氏名、住所、電話番号等について変更があり、JCBに対して変更の届け出があった場合には、当該届出いただいた情報について、両社において共有することに予め同意するものとします。

第7条(利用内容の共有) 会員は、当社が会員に対してサービスを提供する

必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することに予め同意するものとします。

第8条(会員資格の喪失) 1.両社は、会員が次の事項のいずれかに該当し、本カード会員資格を有するものとして不適格であると判断した場合は、何らの通知を要せずに本カード会員資格を喪失させることができます。(1)会員が当社の提供する特典およびサービスを受けるにあたり不正な行為を行った場合。(2)会員が会員規約等およびその他会員規約および規定に違反した場合。2.会員が当社会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。3.両社がクレジットカードの返還を求めたときは、会員は返還を求められたクレジットカード全てを、ただちにJCBに返還するものとします。

第9条(会員規約と本特約の関係) 1.本特約に定めのない事項は、会員規約によるものとします。2.会員規約等あらゆる規約と本特約の規定の内容が一致しない場合は、本特約の規定が優先されるものとします。

＜ご相談窓口＞

当社に対するシェルビジネスカード会員情報の開示および利用の中止、訂正・削除などの会員情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

出光興産株式会社 お客様相談窓口
〒100-7028 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー 28階
TEL 0120-89-15-46

(TK020201・20200331)

シェルビジネスハウスカード規定

第1条(会員規約との関係) 1.本規定を承認のうえ、本規定に定めるシェルビジネスハウスカード(以下「ハウスカード」といいます。)の発行を所定の入会申込書(以下「本申込書」といいます。)により申し込み、出光興産株式会社(以下「当社」といいます。)およびJCBがこれを認めた法人を法人会員といひ、本条第5項に基づきJCB所定の会員規約(一般法人用)(以下「会員規約」といいます。)またはシェルビジネスカード会員特約(以下「会員特約」といひ、「会員規約」と「会員特約」とをあわせて「会員規約等」といいます。)を準用する場合には、会員規約等における法人会員をこれに置き換えます。2.法人会員の役員および従業員をカード利用者といひ、本条第5項に基づき会員規約等を準用する場合には、会員規約等におけるカード利用者をこれに置き換えます。3.法人会員とカード利用者を総称して会員といひ、本条第5項に基づき会員規約等を準用する場合には、会員規約等における会員をこれに置き換えます。4.シェルビジネスハウスカードシステムに加盟している給油所を加盟店といひ、本条第5項に基づき会員規約等を準用する場合には、会員規約等における加盟店をこれに置き換えます。5.ハウスカードには、本規定に定めのない事項について、全て会員規約等における、同規約等に基づき発行されているカード(以下「JCBカード」といいます。)に関する規定が準用されます。また、ハウスカードに基づく会員の債務は、準用される会員規約等において、JCBカードに基づく債務とみなされます。会員は、本規定に定めのある場合を除き、ハウスカードを、JCBカードと同様の方法、条件により利用し、ハウスカードに基づく債務を、JCBカードに基づく債務と同様の方法、条件により支払うものとします。

第2条(ハウスカードの貸与およびハウスカードの管理) 1.当社およびJCBは、会員に、JCBカードとは別にハウスカードを貸与します。2.ハウスカード上には、会員名(法人名)・会員番号・ハウスカードの有効期限等(前条第5項に基づき会員規約等を準用する場合には、会員規約等におけるカード情報にこれを置き換えます。)が表示されています。3.ハウスカードはハウスカード上に表示された会員の役員および従業員以外には使用できません。

第3条(ハウスカードの機能) 会員は、本規定に定める方法、条件によりハウスカードを使用することによってショッピング利用のみを行うことができます。

第4条(ハウスカードの有効期限) 1.ハウスカードの有効期限は当社およびJCBが指定するものとし、カード上に表示された年月の末日までとします。2.当社およびJCBは、ハウスカードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社およびJCBが審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、JCBカードの更新カードとは別に、有効期限を更新した新たなハウスカード(第1条第5項に基づき会員規約等を準用する場合には、会員規約等における更新カードにこれを置き換えます。)を発行します。

第5条(ハウスカードの利用) 1.ハウスカード使用者は、加盟店にハウスカードを提示し、所定の売上票にハウスカード利用者本人が署名を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。2.ハウスカードにおける、ショッピング利用代金の支払い区分は、ショッピング1回払いのみとします。

第6条(利用可能な金額) 会員は、JCBカードについて定められた利用可能枠を基準として、会員規約に定める「利用可能な金額」の範囲内で、本カードを利用することができます。なお、JCBカードおよび本カードの「利用可能な金額」の計算にあたり、本カードの利用金額は、JCBカードのショッピング1回払い利用可能枠に係る利用残高の金額に合算されます。


第7条(会員資格の喪失) 会員は、ハウスカードに関して、第1条第5項に基づき会員規約等の準用により、JCBカードと同様の条件、方法により、退会または会員資格を喪失する他、JCBカードの会員資格を喪失した場合は、これと同時にハウスカードの会員資格も喪失します。

(TK020202・20200331)

※すべてのシェル商標は、「シェル・ブランド・インターナショナルAG」との使用契約のもと、出光興産(株)が使用しています。

★必ずA4サイズで印刷してください。(追加申込書を資料請求された方は印刷は不要です。)

＜同意欄＞(代表者の方または個人事業主の方が自署してください。)

フリガナ			法人印 必ず捺印ください 
法人名 または 個人事業所名			
フリガナ			
代表者名	(姓)	(名)	

※個人事業主の場合は代表者印